

令和 9 ・ 1 0 年度
吉川市給食用物資納入業者指定申請

～申請の手引き～

※登録内容の変更についても
記載されているため、
登録後も保管してください。

○問い合わせ先○

吉川市教育委員会 教育総務課 学校給食センター
電話 048-940-0790

吉川市役所 保育幼稚園課 施設運営係
電話 048-940-0552

【目次】

第一 申請の概要

1. 申請資格要件
2. 指定登録期間について

第二 申請準備・提出方法

1. 申請書類
2. 提出方法
3. 申請の際の注意事項

第三 提出書類

1. 提出書類の種類
2. 申請書類提出の注意事項
3. 申請書類の記入方法

第四 その他

1. 工場及び営業所の視察について
2. 審査結果の通知
3. 登録内容の変更
4. 指定登録の取り消しについて

第一 申請の概要

令和 9・10 年度における吉川市教育委員会及び吉川市役所保育幼稚園課の使用する給食食材料等の発注に際して指名を受けようとする方は、申請の区分に応じた吉川市給食用物資納入業者の指定を受ける必要があります。

1. 申請資格要件

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- イ 同施行令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- ウ 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業者にあつては所得税）について未納がある者。
- エ 申請日直前 1 年分の地方税（法人の場合は法人市民税、個人事業者の場合は個人市民税、ただし、吉川市に営業所を有する場合に限る。）について未納がある者。
- オ 営業に関して、許可・届出・認可・登録等を受けることとされているもので、それらを受けていない者。

2. 指定登録期間について

提出日	有効期間
令和 8 年 12 月 23 日まで	令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
令和 8 年 12 月 24 日以降	指定登録締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

第二 申請準備・提出方法

1. 申請書類

(1) 配布書類

令和9・10年度吉川市給食用物資納入業者指定申請の手引き

(2) 入手方法

ア 吉川市ホームページからダウンロード

(<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>) から様式のファイルをダウンロードできます。

ダウンロードしたファイルを印刷する場合は、A4用紙に鮮明に印刷してください。

～ホームページ掲載場所～

○トップページ⇒○子育て・教育⇒○学校給食⇒○【学校給食】に関するお知らせ
⇒○令和9・10年度吉川市給食用物資納入業者指定申請

イ 吉川市教育委員会 教育総務課 学校給食センターにて配布

土曜、日曜及び祝日を除く、午前8時30分～午後5時00分

※郵送での配布は行いません。

2. 提出方法

午前8時30分～午後5時00分（土曜、日曜、祝日を除く）に、吉川市立学校給食センターに持参してください。（郵送不可）

吉川市教育委員会 教育総務課 学校給食センター

（吉川市大字川藤3265-1）

※令和9年4月1日からの指定登録締結を希望する場合、
令和8年12月23日（水）までに申請が受理される必要があります。

3. 申請の際の注意事項

(1) 必要な書類をすべて受領した段階で受理致しますので、令和9年4月1日からの指定登録締結を希望する場合、令和8年12月23日（水）までに余裕をもって申請してください。

(2) 郵送での受け付けは行いません。

第三 提出書類

1. 提出書類の種類

申請に必要な書類は次のとおりです。法人事業者と個人事業者で異なります。

(●は必要がある場合に提出)

	書類名	内容	法人	個人	備考
①	吉川市給食用物資 納入業者指定申請書	○必要事項を記入し提出する。	○	○	様式1
②	納入希望カード	1. <u>納入希望先</u> 学校給食センターまたは市立保育所のいずれか(両方でも可)希望する納入先に○をつける。 2. <u>納入希望先までの所要時間</u> <u>単位は分で記入する。</u> 3. <u>主な取り扱い食品</u> 記入された情報をもとに入札の案内をするため、できるだけ詳しく記入する。(例)乾物類、冷凍食品、青果類など	○	○	様式2
③	法人税(申告所得税及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書 法人の場合「その3の3」 個人の場合「その3の2」	○申請日前3か月以内に交付されたもの。 ○新設の場合も必要。 ○未納の税額がない旨の記載があることが必要。	○	○	所管の 税務署
④	市税納税証明書	<u>法人の場合</u> ○吉川市内に事業所(本社、支社、支店、営業所、工場棟等)を有する場合は、申請日直前1年度分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書。 (納付未済額の欄が0であること)	●		吉川市役所 収納課
		<u>個人の場合</u> ○吉川市内に事業所を有する場合(個人事業主の住所が市内にある場合も含む)は、申請日直前1年度分の完納が証明できる代表者の個人市民税の納税証明書(納付未済額の欄が0であること)又は非課税証明書の写し。		●	
		※吉川市に事業所を開設してから、1事業年度を経っていない場合は、設立届の写し(受理印のあるもの)又は営業証明書を提出する。			課税課

	書類名	内容	法人	個人	備考
⑤	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本)	○申請受付日から3か月以内のもの。	○		法務局 又は 地方法務局
⑥	代表者の身分証明書 及び 固定資産評価証明書	○本籍地で発行(写し可)。 ○申請受付日から3か月以内のもの。		○	市役所
⑦	決算書類 法人の場合 「貸借対照表」 「損益計算書」 個人の場合 「所得税確定申告書の 添付書類」	法人の場合 ○申請日直前の1事業年度分。 ○申請日直前の決算書が12か月に満たない場合、申請日直前2事業年度分。 ○企業グループ全体の連結決算ではなく、当該法人の単独決算が分かるものであること。	○		
		個人の場合 ○所得税確定申告書の添付書類のうち、次のいずれかの書類を添付する 青色申告者：所得税青色申告決算書 ①表紙 ②月別売上(収入金額)及び仕入金額 ③貸借対照表 白色申告者：収支内訳書		○	
⑧	立ち入り検査表または 食品衛生監視票	○食品衛生法に基づく許可業種である場合、保健所の衛生監視票の写し。(申請受付日の6か月以内のもの)	●	●	
⑨	食品衛生法による 営業許可書または届出書	○食品衛生法に基づく許可業種である場合、県知事又は保健所長の許可書の写し。 ○食品衛生法に基づく届出業種である場合、届出書の写し。	●	●	
⑩	従業員腸内細菌成績表	○食品の製造、取扱いに携わる者の保菌検査の結果。(検査項目にサルモネラ菌・赤痢菌・病原性大腸菌 O-157を含むこと) ○申請受付日の1か月以内のもの。	○	○	
⑪	委任状	○支店長、営業所長等へ入札・契約の権限を委任する場合、及び本社情報の代表者氏名と異なる者が入札・契約を行う場合に提出。	●	●	様式3
⑫	使用印鑑届	○入札等の契約に関し使用する印鑑を押印。	○	○	様式4
⑬	案内図・平面図	○案内図：支店又は営業所までの案内図を添付 ○平面図：工場内や倉庫等の敷地内の平面図を作成し、添付	○	○	様式5の1 様式5の2

2. 申請書類提出の注意事項

- (1) 申請書類を提出する際には、申請書類の種類で定める①～⑬までの書類名順に並べ、クリップ等で止め、1部提出してください。
- (2) 提出書類は裏面利用しないでください。
- (3) 提出書類はA4サイズで作成してください。A4サイズでないものは、縮小又は拡大するか、A4サイズの紙にそのまま複写して作成してください。
- (4) 申請書類の中で証明書等の写しを提出する場合には、申請受付日前3か月以内に発行されたものとしてください。

3. 申請書類の記入方法

- (1) 申請書を手書きする場合は、黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。こすると消えるボールペンは使用しないでください。
- (2) 登録事業所の欄には実際に契約等の取引を行う事業所情報を記入してください。

第四 その他

1. 工場及び営業所の視察について

新たに登録を希望する業者または市が必要と判断した場合において、工場及び営業所の視察をさせていただきます。日程は申請受付期間終了後、調整させていただきます。

2. 審査結果の通知

審査結果は手続き完了後、郵送にてお知らせします。

3. 登録内容の変更

指定登録後に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式6）を提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類	
本社の商号・名称及び所在地	<u>○法人の場合</u> 登記簿謄本の写し	<u>○個人の場合</u> 添付書類なし
電話番号	添付書類なし	
資本金	<u>○法人の場合</u> 登記簿謄本の写し	<u>○個人の場合</u> 添付書類なし
代表者	<u>○法人の場合</u> 登記簿謄本の写し	<u>○個人の場合</u> 身分（身元）証明書
	<u>※代理人を置いている場合は、委任状も再度提出</u>	
代理人（新設を含む）	委任状	
代理人の勤務場所及び役職名	委任状	
代理人の勤務場所等の電話番号	添付書類なし	
使用印鑑	添付書類なし	

4. 指定登録の取り消しについて

次の各号に該当する場合、指定期間にかかわらず登録を取り消すことがあります。

- (1) 吉川市教育委員会、吉川市立学校給食センター、吉川市役所保育幼稚園課、吉川市立保育所の指示に違反したとき。
- (2) 物資に関わる法令違反又は監督官庁の命令により業務を停止されたとき。
- (3) 吉川市教育委員会及び吉川市役所保育幼稚園課の給食用物資見積依頼に対し、意思表示のないとき。
- (4) 給食用物資納入に関わる従業員の腸内細菌検査成績表の提出がなかったとき。